

# 人材紹介基本契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社E N I F E（以下「乙」という）とは、甲が採用する人材の紹介に関する基本事項について、次のとおり契約を締結する。

## 第1条（基本原則）

- （1）甲及び乙は、本契約に基づく職業紹介に関し、相互利益を尊重し、信義誠実の原則に従って行うものとする。
- （2）乙は、甲と求職者（以下「丙」という）との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として行うものとする。

## 第2条（紹介の内容）

- （1）甲は乙に対し、甲の求める職能要件を提示し、乙は丙に対し、面談等を実施した上で甲の求める適切な人であると判断した場合は、丙を甲に紹介する。
- （2）前項の場合において、乙は丙に対し、甲の求人申込書を明示して職業紹介を行うこととする。
- （3）甲は自らの選考条件に基づき乙からの得た職能要件等を丙に確認する。雇用契約を結ぶ時点で承諾と見なし、以後に於いては甲の責務とする。

## 第3条（採用選考及び雇用契約）

- （1）甲は、乙が紹介した丙を自ら選考の上、採用を決定した場合は、丙に対し雇用契約書をもって雇用契約を締結しなければならない。
- （2）前項に規定する雇用契約書に関し、乙は甲に対し、当該雇用契約について適切な助言及び支援を行い、甲は乙を介してこれを丙に渡すものとする。

## 第4条（紹介手数料の支払い）

- （1）甲は乙が紹介した丙と雇用契約が締結し、入社に至った場合は乙に対し紹介手数料（消費税は別途）を一括で支払うものとする。
- （2）雇用契約が締結した場合の紹介料は理論年収の35%とする。  
■ 理論年収算出方法  
理論年収＝「月額固定給×12ヵ月＋賞与算定基準額」  
月額固定給＝「基本給＋家族手当＋住宅手当＋職務手当＋夜勤手当＋その他諸手当」
- （3）非常勤で紹介した職員が正職員として甲に入職した場合は、2項の紹介料を乙に支払うものとする。
- （4）丙が丙の事由により雇入れ日より3ヶ月以内に甲を退職した場合、乙は甲に対し、前項に規定する紹介料の一部を返還するものとする。返還金額の算定は下記に定める勤続月数により決定する。  
■ 返金規定について  
入社日から1か月以内 80%    2か月以内 50%    3ヶ月以内 20%  
（但し、紹介料が10万円(税別)に満たない場合、返金規定は対象外とする）
- （5）甲は、丙の入職月の月末締め、翌月末日に2項に定める紹介料及びその消費税を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。振込手数料については甲の負担とし、返金時は乙の負担とする。

#### 第5条（直接交渉の禁止）

- （1）甲は乙の承諾なくして雇用について丙と直接交渉をしないものとする。
- （2）又、甲は乙が丙を紹介してから1年以内に丙を乙の承諾なくして甲又は甲の関連する施設では雇用しない
- （3）乙と甲との人材紹介に関して、甲が乙を介さないで乙の従業員と直接交渉をしないものとする。
- （4）甲が前項に違反した場合、違約金として仮にその丙が甲の下で12ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する金額を直ちに乙に支払うものとする。

#### 第6条（個人情報保護及び守秘義務）

- （1）甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの秘密、又は不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。
- （2）甲は、乙の紹介した人材を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該人材の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

#### 第7条（基本契約の解除）

- （1）甲又は乙の一方が、相手方が正当な理由なく本契約に定める条項に不履行があり、履行の催告に対して誠意を示さない場合は、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとする。

#### 第8条（契約の有効期間）

- （1）本契約の有効期間は、契約日から1年間とする。なお、期間満了1ヶ月前までに、甲乙の双方から意思表示がなされないときは、本契約は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第9条（残存条項）

- （1）甲及び乙は、本契約満了又は解除後においても、本契約第5条の規定はなお効力を有するものとする。

#### 第10条（本契約の未記載事項）

- （1）本契約書又は覚書に定めていない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

- （1）乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- （2）乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
- （3）甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

本合意成立の証として本契約書二通を作成し、双方記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙 東京都西東京市東町 4-15-15VENT0402

株式会社 ENIFE

印

代表取締役 徳丘 瑞生

印

有料職業紹介事業 13-ユ-315481